

第7号議案 定款の一部変更について

現在生活研の代表理事は、定款により会長、副会長の計3人となっていますが、川本副会長は（一財）総評会館の代表理事であり、生活研が公募による総評会館からの助成を得ていることから、利害相反関係となっています。

また、生活研にとっても代表理事を3名とする必然性はないことから、代表理事は会長及び所長の2名とし関係部分を別紙の通り定款変更します。